

道路標識について ご意見は 最寄りの標識ボックス へ

Q 町になったら、本籍・住所の表示はどうなるのでしょうか。

A 横越村が横越町になるだけです。
施行前
横越村大字横越4710番地
施行後
横越町大字横越4710番地
なお、大字澤海については、旧字を常用漢字の沢海とします。

Q 町になったら、現在所持している運転免許証の変更手続きが必要なのでしょうか。

A 本籍、住所とも次回の更新時まで、変更手続きの必要はありません。
ただし、変更を希望される方は、新潟南警察署内新潟南地区安全協会または運転免許センターで申請すれば、運転免許証の裏面備考欄に付記されます。(添付書類不要)
なお、各種免許証については発行機関へ問い合わせください。

Q 町になったら、現在所持している印鑑登録証は新しくなるのでしょうか。

A 11月1日以降次のようになります。
1. 現在所持している印鑑登録証はそのままでも使用できます。
2. 町になって最初に、印鑑登録証明書を請求する時に、新印鑑登録証に引き換えます。
3. 新印鑑登録証に引き換えを希望される方は、旧印鑑登録証と引き換えに交付します。

横越町 素朴な疑問の Q & A (最終回)

道路標識は、ドライバーを目的に導く案内役です。標識の間では、道路標識がきちんとその役目を果たしているかどうかを点検し改善を図ります。
よりわかりやすい道路標識とするために、みなさんのご意見やご要望をお聞かせ下さい。

北陸地方建設局
標識BOX係
〒951 新潟市白山浦 一四二五二
FAX (二六五)六一四八
新潟県土木部
標識BOX係
〒951 新潟市新光町四一
FAX (二八四)五〇九六



楽しい工作の時間

平成9年度 保育園入園申請受付

集合受付 11月28日・29日
横越町役場多目的ホール

町内保育園一日の保育内容

8:30	登園
9:00	集団および個別的保育
11:15	昼食準備
11:45	昼食
12:45	おひるね
14:45	目ざめ
15:00	おやつ
15:45	降園
16:00	

◎園別定員

園名	定員	対象幼児	該当地区
中央保育園	150名	未満児・3歳児・4歳児・5歳児	横越・川根谷内・焼山
双葉保育園	80名	未満児・3歳児・4歳児・5歳児	木津・二本木
沢海保育園	40名	3歳児・4歳児・5歳児	沢海
小杉保育園	60名	3歳児・4歳児・5歳児	小杉・藤山・駒込

◎入園資格
町内に住所を有し、保護者が勤労または疾病などで家庭において十分な保育が行われない幼児。

◎申請に必要なもの
一、入園申請書
二、保育を必要とすることを証明する書類(勤務証明書、内職証明書、医師の診断書)
※現在入園中の園児でも引き続き入園を希望する場合は必ず手続きをしてください。

地区	月日	時間	場所
小杉 山本 山本	11月28日(木)	午前8時30分～ 正午	横越町役場 多目的ホール
横越 焼山	11月29日(金)	午後1時～ 5時	

◎集合受付及び場所

耳よりな情報

新潟都市圏情報ネットワーク

(新潟市) 局 ☎226-2524
新潟メッセ96
名称 新潟メッセ96産業
おもしろ見本市
会場 新潟市産業振興センター
日時 平成8年11月9日(土)、10日(日) 午前10時～午後5時
主催 新潟メッセ96実行委員会
内容
・企業出展コーナー
・リクルートコーナー
・お楽しみ大抽選会など
問い合わせ
新潟メッセ96実行委員会事務

(亀田町) 局 ☎226-2524
人まの
イメージション
日時 11月1日(金) から10日(土)まで
会場 亀田町総合体育館
出品者
・みずのき寮のみなさん
・佐々木卓也さん
・千葉県立千葉盲学校生
主催 A・M・Kネットワーク
問い合わせ
A・M・Kネットワーク事務
局 ☎382-3116

確かな技術をお約束

Sマーク普及促進月間
11月1日～30日

理容店・美容店・クリーニング店のSマークは、安全と衛生、確かな技術をお約束する信頼のマークです。万一の場合は賠償基準による補償が受けられます。

主催 (財)新潟県環境衛生営業指導センター
後援 厚生省・新潟県

騒音規制法に基づく指定地域

区域の区分	指定地域
第二種区域	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び大字横越の一部の区域
第三種区域	準工業地域及び大字横越の一部の区域

振動規制法に基づく指定地域

区域の区分	指定地域
第一種区域	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び大字横越の一部の区域
第二種区域	準工業地域及び大字横越の一部の区域

※申請書類は役場保健福祉課と各保育園にあります。
◎集合受付
11月28日・29日
※なるべく集合受付の日においでください。それ以外は保健福祉課で受付を行います。
◎入園決定通知
平成9年1月中旬頃に個人あてに通知します。

騒音規制法及び振動規制法に基づく指定地域の改正について

都市計画法及び建築基準法の改正により、用途地域が改正されましたが、これに伴い騒音規制法及び振動規制法に基づく指定地域についても改正されました。
なお、平成8年12月1日からの実施となり、指定地域に関する図面等については、新潟県環境生活部環境対策課及び横越町役場保健福祉課において、縦覧に供します。
改正内容は、表のとおりです。詳しくは役場保健福祉課へお問い合わせください。